

狹山市福祉環境整備要綱

昭和 63 年 3 月 23 日
告示第 54 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、身体障害者等の社会生活上のハンディキャップを持つた者が建築物等の施設を安全かつ快適に利用できるようにするため、建築主、管理者等(以下「建築主等」という。)の協力を得て、施設における福祉環境の整備及び改善を推進し、もつて住み良い地域社会の形成を図ることを目的とする。

(対象施設)

第 2 条 この要綱の対象となる施設(以下「対象施設」という。)は、別表に掲げる施設及びこれらに附属する施設をいう。

(福祉環境整備基準)

第 3 条 市長は、第 1 条の目的を促進するための指導基準として福祉環境整備基準を別に定める。

(建築主等の責務)

第 4 条 建築主等は、前条の福祉環境整備基準に基づき、対象施設の福祉環境の整備及び改善に努めるものとする。

(事前協議)

第 5 条 建築主等は、対象施設の新築、増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模な模様替え又は用途変更をしようとする場合には、建築物につきましては建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項の建築確認申請又は同法第 18 条第 2 項の計画の通知を行う前に、建築物以外の施設につきましては計画の時点において、福祉環境整備に関する事業計画書を市長に提出し、市長と協議するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき協議を行つた建築主等に対し、必要に応じて当該施設に係る福祉環境整備の進行状況について報告を求めることができる。

(指導)

第 6 条 市長は、この要綱の趣旨の普及及び啓発を行い、この要綱に基づき建築主等に対し、指導及び助言を行うものとする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 25 日告示第 32 号)

この告示は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第2条関係)

(一部改正〔平成8年告示32号〕)

- (1) 官公庁庁舎、官公庁出張所及びこれらに類するもの
- (2) 図書館、美術館、博物館及びこれらに類するもの
- (3) 体育館、プールその他の運動施設
- (4) 小学校、中学校、高等学校、大学、各種学校及びこれらに類するもの
- (5) 病院、診療所その他の医療関連サービス業の施設
- (6) 老人福祉施設その他の社会福祉施設
- (7) 銀行その他の金融機関
- (8) 郵便局、電報電話局その他の通信サービス施設
- (9) 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗(店舗の床面積が200平方メートル以上のもの)
- (10) 食堂、喫茶店その他の飲食店(客席の床面積が200平方メートル以上のもの)
- (11) 旅館、ホテルその他の宿泊所(延べ床面積200平方メートル以上のもの)
- (12) 理髪店、美容院及びクリーニング店
- (13) 劇場、映画館、遊技場及びこれらに類するもの
- (14) 結婚式場、集会場及びこれらに類するもの
- (15) 共同住宅(延べ床面積1,000平方メートル以上のもの)
- (16) 公園及び広場
- (17) 道路
- (18) 電車、バス、タクシー等の乗降施設
- (19) その他公衆の出入りする施設で市長が特に必要と認めたもの